

これまでの使い道をお知らせします

特集

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

広報仁木 8

北海道仁木町広報紙／令和4年8月10日発行 通算813号

令和4年
2022



●ひとの動き（令和4年7月31日現在 住民基本台帳より）

人口／3,105人（前月比－10） 男性／1,503人（前月比－5） 女性／1,602人（前月比－5） 世帯数／1,645世帯（前月比－2）

外国人人口／120人 男性／39人 女性／81人 世帯数／113世帯 ※外国人人口及び世帯数は外数です

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

これまでの使い道をお知らせします

日本のみならず世界中で猛威をふるつておる新型コロナウイルス感染症。国では、感染対策を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設し、各地方自治体に支援を行っています。今月の特集では、仁木町で本交付金がどのように使われたのか、その使い道について取り上げます。

総額3億5,744万7千円

様々な事業を展開

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために、令和2年に創設されたもので、本町においては、令和3年度末時点で、約3億5,744万円の額が交付されています。

町ではこれまで、この交付金を活用し、町民へのマスクの配布やサーマルカメラの整備などの感染対策を目的とした事業や、町内で使用できる地域応援商品券の配付など地域経済の活性化を目的とした事業を行ってきたほか、感染拡大防止と地域経済活性化の両方を

目的とした多目的滞在施設の整備など、様々な事業を展開してきました。さらに、今年度については、物価高騰への対策も併せて町民に1人2万円の現金支給を実施しているほか、今後も各種事業に取り組む予定です。

第7波といわれる感染拡大に入し、再び全国的に広がりを見せている新型コロナウイルス感染症。町民の皆さまが安心して暮らせるよう、感染対策を継続して行うとともに、本交付金を有効に活用してまいります。

令和3年度まで実施した主な事業は次のとおりです。

サーマルカメラ整備補助金交付事業



町内事業所が行う
サーマルカメラの
導入に対し、整備
費用の一部を補助。

161万7千円

新型コロナウイルス感染拡大影響緩和生活支援事業（子育て世帯版）



子育て世帯を支援
するため、児童手
当受給世帯に給付
金を支給。

349万円

その他実施事業

- 学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業 25万6千円
- 新型コロナウイルス感染症拡大影響緩和生活支援事業（学生版） 160万円
- 休業協力・感染リスク低減支援金 930万円
- 地域産業経済復興支援 1,745万5千円
- 新型コロナウイルス感染症拡大影響緩和生活支援事業（高齢者版） 123万円
- 新型コロナウイルス感染症予防対策事業（換気改善） 393万8千円
- 無線システム普及支援事業費等補助金 6,946万円
- 新型コロナウイルス感染症予防に係るテレビ会議環境整備 67万4千円
- オンラインイベントを活用した関係人口創出事業 142万1千円
- 高齢者向け新いつながり創出モニター事業 170万5千円
- インフルエンザワクチン接種事業 313万7千円
- 子ども・子育て支援交付金 12万6千円
- 無線システム普及支援事業費補助金 5,461万1千円
- 学校保健特別対策事業費補助金 584万1千円
- 公立学校情報機器整備費補助金 5万6千円
- 学校臨時休業対策費補助金 3万6千円
- 母子保健衛生費補助金 6万円
- 府内IT（グループウェア）環境整備事業 121万円
- 指定管理施設感染防止対策機器整備事業 75万3千円
- 新型コロナウイルス感染症予防対策事業（選挙管理事務） 246万4千円
- 敬老記念品贈呈事業 179万4千円
- 空き家調査事業 297万円
- ワーケーション施設等環境整備補助事業 1,116万4千円
- 新たな生活様式観光事業実証事業（ワインバス） 14万9千円
- 新たな生活様式観光事業実証事業（旅行スタイル環境整備） 49万5千円
- 地域公共交通維持支援事業 265万円
- 休業協力支援金 200万円
- 公共施設感染防止対策環境整備事業 117万円
- 自宅待機応援セット配付事業 1万9千円
- 社会教育団体支援事業 6万5千円

新型コロナウイルス感染症予防対策環境整備事業



町民・社会福祉施設等にマスクを配布したほか、消防、医療機関及び医療従事者に感染予防資材を配布。

1,295万9千円

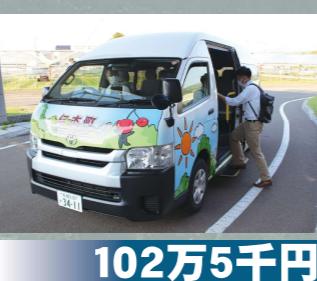
オンライン学習・GIGAスクール構想の環境整備



学校の臨時休業に伴い、オンライン学習を実施する際の、家庭に貸出すモバイルルーターや情報端末を購入。

472万9千円

地域公共交通キャッシュレス導入事業



利便性・効率性の高い交通体系の構築や衛生的な環境整備を行うため、ニキバスに電子決済端末を導入。

102万5千円

防災活動支援事業



災害時の避難所運営において、新型コロナウイルスの感染リスクの軽減を図るためにパーテイションや簡易ベッドを購入。

487万円

新型コロナウイルス感染症予防対策事業



熱中症と換気対策を実施するため、高齢者や乳幼児の利用頻度の高い保健センターにおいて、換気運動型の冷暖房設備を整備。

1,829万9千円

地域産業経済復興支援事業（地域応援商品券）



1,720万2千円

売上が減少している町内の観光農園、直売所、ワイナリー、飲食店等に対し、持続的な営業の継続を支援するため、町民に地域応援商品券を配付。

withコロナ期・afterコロナ期における滞在施設整備



9,544万7千円

本町において新型コロナウイルスが発生した場合の医療従事者・介護従事者が滞在する施設と併せて「リビングシフト」の誘致により、新たな生活様式の下での関係人口拡大、「新しい旅行スタイル」実現に向けた滞在施設として導入。

サーマルカメラ整備補助金交付事業



町内事業所が行う
サーマルカメラの
導入に対し、整備
費用の一部を補助。

161万7千円

新型コロナウイルス感染拡大影響緩和生活支援事業（子育て世帯版）



子育て世帯を支援
するため、児童手
当受給世帯に給付
金を支給。

349万円

その他実施事業

- 学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業 25万6千円
- 新型コロナウイルス感染症拡大影響緩和生活支援事業（学生版） 160万円
- 休業協力・感染リスク低減支援金 930万円
- 地域産業経済復興支援 1,745万5千円
- 新型コロナウイルス感染症拡大影響緩和生活支援事業（高齢者版） 123万円
- 新型コロナウイルス感染症予防対策事業（換気改善） 393万8千円
- 無線システム普及支援事業費等補助金 6,946万円
- 新型コロナウイルス感染症予防に係るテレビ会議環境整備 67万4千円
- オンラインイベントを活用した関係人口創出事業 142万1千円
- 高齢者向け新いつながり創出モニター事業 170万5千円
- インフルエンザワクチン接種事業 313万7千円
- 子ども・子育て支援交付金 12万6千円
- 無線システム普及支援事業費補助金 5,461万1千円
- 学校保健特別対策事業費補助金 584万1千円
- 公立学校情報機器整備費補助金 5万6千円
- 学校臨時休業対策費補助金 3万6千円
- 母子保健衛生費補助金 6万円
- 府内IT（グループウェア）環境整備事業 121万円
- 指定管理施設感染防止対策機器整備事業 75万3千円
- 新型コロナウイルス感染症予防対策事業（選挙管理事務） 246万4千円
- 敬老記念品贈呈事業 179万4千円
- 空き家調査事業 297万円
- ワーケーション施設等環境整備補助事業 1,116万4千円
- 新たな生活様式観光事業実証事業（ワインバス） 14万9千円
- 新たな生活様式観光事業実証事業（旅行スタイル環境整備） 49万5千円
- 地域公共交通維持支援事業 265万円
- 休業協力支援金 200万円
- 公共施設感染防止対策環境整備事業 117万円
- 自宅待機応援セット配付事業 1万9千円
- 社会教育団体支援事業 6万5千円



町で起きた あんな事! こんな事! まちの話題

町内のできごと、行事、イベントなどを写真付きで紹介。町では広報紙、ホームページ、SNSなどへ掲載のため、撮影・取材活動を行っています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

熱心に聞き入っており、鹿取さんが「今後も仁木町がワイン産地として持続的に発展していくけるようお手伝いしたい」と力強いお言葉をいただきました。

また、翌日の7月1日には、町内のワインぶどう園場において、実地勉強会を行い、スマート農業実証プロジェクトの一環で整備した病害アラームの紹介など、先進技術を用いたワインぶどうの栽培方法について理解を深めました。

参加された方は「病害アラームの効果を知ることができ、とても有意義なセミナーでした」とお話をされていました。

地方創生に向けた「クラダシチャレンジ」

昨年2月に町と食品ロス削減に向けた連携協定を結んだ㈱クラダシ（東京都／関藤竜也代表取締役社長）が、7月3日から

9日の7日間、町内で社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を行いました。

クラダシチャレンジは、食品ロスや地方創生に関心のある学生が、人手不足に悩む地方農家を

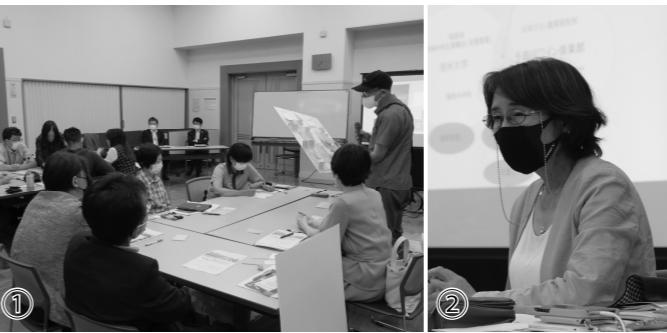
訪れ収穫支援を行うことで、未

収穫作物の減少による食品ロスの軽減と収益の獲得、SNSなどを活用した地方の魅力発信、関係人口の増加、地域産品の購買促進や観光客の増加などを図ることが目的。同取組の受入れは、

昨年度に引き続き今年で2回目となりました。

6月30日、町民センターにおいて第5回「仁木町ワインセミナー」を開催しました。ワインセミナーは、町内ワイナリーやヴィンヤード、飲食店などを対象に、令和3年度より地域力創造アドバイザーを委嘱している、信州大学特任教授でフード＆ワインジャーナリストの鹿取みゆきさんを講師に招き、昨年から実施しているもので、当日は「地域力とブランディング」についての講演をいただいたのち、20名の参加者とともにグループディスカッションを行い、持続可能なワイン産地の形成について話し合いました。

参加された方々は、講師の鹿取さんのお話を



①グループディスカッションの様子②講師の鹿取みゆきさん。とても貴重な講演をいただきました



意見交換会の様子。有意義な意見交換となりました

今年のクラダシチャレンジには、6名の学生が参加し、町内でさくらんぼの収穫のほか、佐藤町はじめ町職員との意見交換会も行われ、地方創生について様々な議論を交わしました。昨年から2年連続でクラダシチャレンジに参加された植草さん（大学3年生）は、「昨年参加して、また仁木町に行きたいと思っていたところ、今年もクラダシチャレンジが仁木町で行われるのを知り応募しました。仁木町は自然豊かで心も体も元気になりますし、町の方々が皆温かくて、とても素敵な町だと感じています。プライベートでもぜひまた来たいです」とお話ししていました。



JJA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設 町産ミニトマト全国へ



ミニトマトを選果する様子



農協青年部 盗難防止パトロールを実施



地図を見ながらパトロール先を確認する農協青年部の方々

7月9日、新おたる農業協同組合青年部（伊藤直希部長）が活動の一環として、町内農地の夜間パトロールを行いました。同取組は、近年増加している農産物盗難の防止を図るために実施されたもので、当月は、12名の方が参加し、4組に分かれて町内を巡回しながらパトロールを実施。部長の伊藤さんは、「農家の皆さまが大切に育てた農産物が盗まれるということはあってはならないこと。今回の取組を通じて、少しでも農産物盗難の防止・抑止につながればと思います。また、コロナ禍で農協青年部の活動があまりできていなかつたため、今後は様々な活動を積極的に行っていきたいです」とお話ししていました。



夏の交通安全運動 交通安全全指導員が街頭指導



街頭指導の様子

今年も仁木町産ミニトマトの出荷が始まり、JA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設には、連日真っ赤に熟したミニトマトが持ち込まれ、全国に向けて発送作業が続いています。

新おたる農業協同組合販売部の野呂巧部長は「今年の出荷量は、昨年よりも少ない状況ですが、ほぼ半年並みを推移しており、今後、天候に恵まれ出荷量が多くなっていくことを期待しています。品質も問題なく、今年も全国の皆さんに、町自慢のミニトマトをご賞味いただきたい」とお話していました。



安全祈願祭の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子



仁木トンネル（仮称）の工事が着工 トンネル工事の安全を祈願



安全祈願祭の様子

7月13日、大江地区において一般国道5号仁木町仁木トンネル工事安全祈願祭が執り行われました。

仁木トンネル（仮称）は、余市一〇から延長となる一般国道の自動車専用道路、俱知安余市道路のトンネルで全長は約1.2km、南町から大江地区までの区間となります。

工期は令和7年までを予定しており、安全祈願祭で佐藤町長は「本町の歴史の上でも後世に語り継がれる事業になるものと信じております」と祝辞を述べました。

安全祈願祭で佐藤町長は「本町の歴史の上でも後世に語り継がれる事業になるものと信じております」と祝辞を述べました。



街頭指導の様子

安全祈願祭で佐藤町長は「本町の歴史の上でも後世に語り継がれる事業になるものと信じております」と祝辞を述べました。

夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認しましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認ましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認ましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認ましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認ましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認ましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認ましょう」とお話しされていました。



街頭指導の様子

7月13日から22日までの間、夏の交通安全運動に合わせて、町内においても仁木町交通安全指導員（中川博喜部長）の皆さまが街頭に立ち、交通安全の啓発や事故防止のための街頭指導を行いました。夏の交通安全運動は、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚などを図ることを目的に、毎年道内各地で実施されているもので、部長の中川さんは「夏は交通安全意識が緩みがち。特に小学1年生は初の夏休みを迎えるので、今一度、交通安全を再確認ましょう」とお話しされていました。





仁木町が取り組んでいる各種事業・施策、国・北海道・関連機関からのお知らせなど、暮らしに役立つ情報をご紹介します。

活用してみたい制度や、気になる情報がありましたら、お気軽にお問い合わせ先までご連絡ください。



マイナンバーカードを作りましょう！

お問い合わせ先
住民課住民係
☎32-2513

地方公共団体情報システム機構から、まだマイナンバーカードをお持ちでない方に向けて、マイナンバーカード交付申請書をお送りしています。

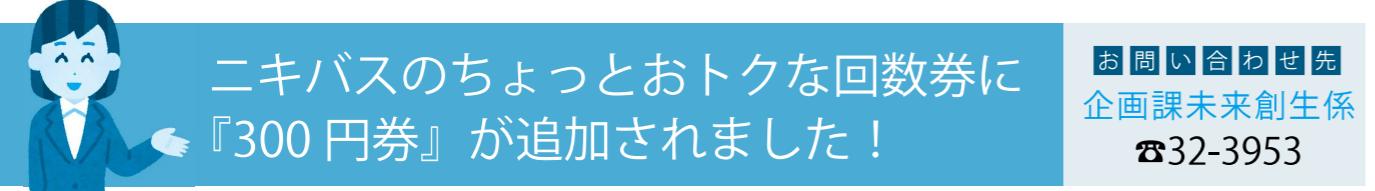
マイナンバーカードは、本人確認書類やマイナンバーを証明する書類として使用できるほか、カード内の電子証明書を使って、インターネット上で様々な手続ができるようになります。また、健康保険証の利用登録を行うことで、対応の病院でマイナンバーカードを健康保険証の代わりに使用することもできます。

さらに、9月末までにマイナンバーカードを申請した方は、電子マネーやキャッシュレス決済サービスご利用いただける「マイナポイント」の申込みができます。

これからカードを申請される方は、届いた交付申請書を使って申請するか、住民課住民係までお越しください。マイナポイントの申込み等についても、あわせて受付しています。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会に申請してみませんか？

※申請書が届く時期は、個人によって前後する場合があります。



ニキバスのちょっとおトクな回数券に 『300円券』が追加されました！

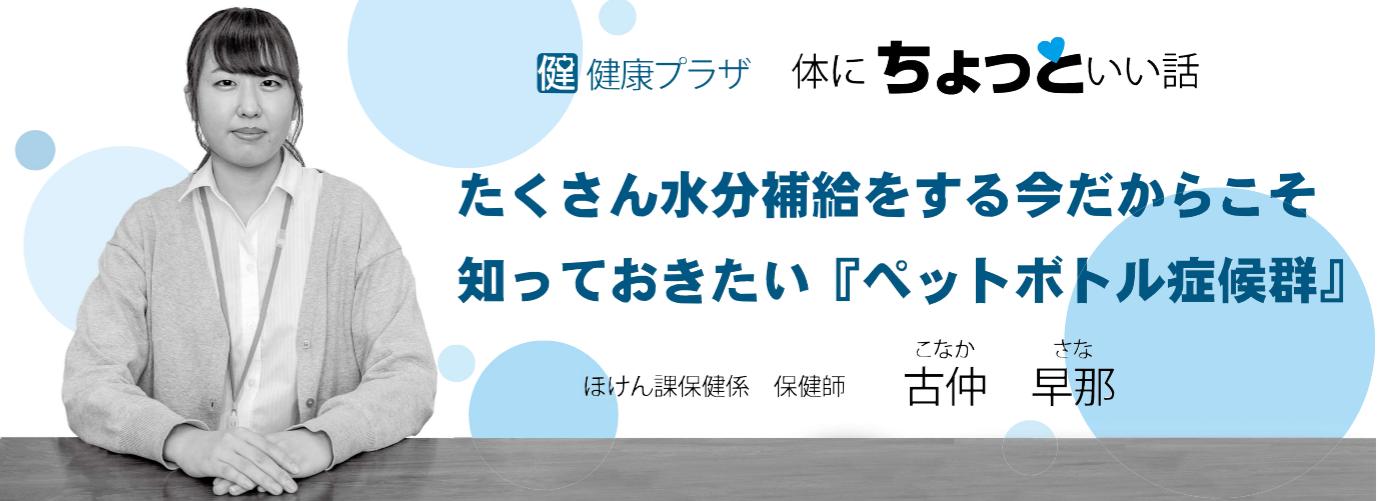
お問い合わせ先
企画課未来創生係
☎32-3953

仁木町コミュニティバス「ニキバス」の回数券に、300円券が新たに追加となり、現在、販売中です。1セット11枚綴りで、金額は「3,000円」となっており、1回分お得になっています。

なお、運賃が300円の区間は、「仁木 ⇄ 大江」、「仁木 ⇄ 余市」、「大江 ⇄ 銀山」ですので、これらの区間で利用される方はご購入を検討されてはいかがでしょうか。

※回数券の購入はこれまでと同様に、事前に申込み、車内で購入受取することとなります。

※購入の申込みは(株)イナホ観光へお願いします。(TEL: 0135-32-3411)



たくさん水分補給をする今だからこそ 知っておきたい『ペットボトル症候群』

こなか さな
ほけん課保健係 保健師
古仲 早那

● ペットボトル症候群とは
正式名称は、「清涼飲料水ケトーシス」というあまり聞きなじみのない病気ですが、糖を含むスポーツドリンクやジュースなどを大量に飲むことで起こる、急性の糖尿病による過剰な糖分摂取につながりやすいことから、ペットボトル症候群と呼ばれるようになりました。

症状としては、糖尿病の症状と同じく倦怠感、のどの渴き、急激な体重減少などが出てきます。重症化してしまうと意識混濁（刺激や呼びかけに無反応の状態）の症状が現し、最悪の場合、命を落とす可能性があります。

● 仕組みと予防
糖分を摂取すると、インスリンと呼ばれるホルモンが糖分を体に必要なエネルギーに

から分泌されるインスリンの量は決まっているため、糖分を過剰に摂取すると、エネルギーに作り変えるためのインスリンが足りなくなります。この状態が続くとインスリンの働きが鈍くなり、必要なエネルギーを糖分から作ること

ができず、代わりに体内に蓄えられている脂肪やたんぱく質からエネルギーを作ります。脂質からエネルギーを作る過程で出てくるケトン体と呼ばれる物質が多くなること

をケトーシスといいます。ケトーシスがさらに進んだ状態（ケトアシドーシス）になると、意識の混濁を引き起こします。ドリンクは、1日に500mlのペットボトルを2本飲むと目

糖の摂取量は25gまでが望ましいとされています。脱水予防として飲みがちなスポーツドリンクは、1日に500mlのペットボトルを2本飲むと目

● 飲料水に含まれる糖質の量
スポーツドリンク (500ml)
20 ~ 34g
炭酸飲料 (500ml)
40 ~ 65g
果汁 100%ジュース (500ml)
50 ~ 60g
缶コーヒー (190ml)
2 ~ 13.5g

しかし、脱水を予防するため水分補給は大切です。スポーツドリンクは大量の汗をかいたときには、すばやく水分と糖分を摂取することがで

※各飲料水に含まれる糖質の量は左図のとおり

ますが、1日に何本も飲むと結果的に量が増えてしまうた

め注意が必要です。

● まとめ
ペットボトル症候群は糖尿病の治療中の方はもちろん、日常的に糖分を含む飲料を飲んでいる方も発症しやすいといわれています。体を守るために、自分の体の状態に適した方法で水分補給して夏を乗り越えましょう。

きる飲み物であります。気温や活動量に応じて自分にあった種類の飲み物で脱水を予防しましょう。



令和4年8月に農地パトロール (利用状況調査)を行います

お問い合わせ先
農業委員会
☎32-3952

●目的

農業委員会では、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③農地違反転用の発生防止・早期発見のため、町内全域の農地を対象に農地パトロールを実施します。

●根拠法令

農地法第30条第1項に基づき、農地の利用促進につなげる情報収集を行う必要があります。

●遊休農地とは

現に耕作の目的に供されていない、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと



児童手当についてのお知らせ

お問い合わせ先
住民課おもいやり係
☎32-2513

令和4年6月より児童手当の制度が一部変更となったことにより、児童手当や特例給付の支給に係る所得制限額が設けられ、現況届の提出が原則不要となりました。

6月1日時点で仁木町の児童手当受給者であった方（公務員の方は除きます）については、6月中に郵便で「児童手当についてのお知らせ」をお送りしています。

なお、「児童手当についてのお知らせ」は町ホームページにも掲載しています。



仁木町定住促進新築住宅取得補助事業 及び住宅改修補助事業について

お問い合わせ先
企画課未来創生係
☎32-3953

仁木町への定住促進を目的とした住宅新築・改修補助事業を、昨年度に引き続き今年度も実施します。今年度中に住宅新築又は住宅改修を計画されている方は、企画課未来創生係までご相談願います。なお、事業の実施に当たっては、令和5年3月31日までに、工事を完了し必要書類を取得の上、補助金の実績報告書を提出する必要がありますので、早めの準備をお願いします。

●対象者

- ・移住者（申請する2年度前までに移住した世帯）
- ・子育て世帯（中学生以下の子どもを扶養し同居している世帯）
- ・若年世帯（申請日現在で申請者が50歳以下又は配偶者が50歳以下の世帯）

●補助内容

- ・定住促進新築住宅取得補助事業
補助額・・・住宅取得に要する費用が1,000万円以上のものに対し200万円
対象・・・新築又は建売で住宅部分の床面積が50m²以上であることなどの要件あり
- ・定住促進住宅改修補助事業
補助額・・・改修に要する費用が500万円以上のものに対し100万円
対象・・・改修工事後、住宅部分の床面積が50m²以上であることなどの要件あり



一定面積以上の土地取引には届け出 が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

●届出者

土地の権利を取得する方（買主など）

●届出の対象となる土地面積

契約する土地の面積が下記のいずれかに該当する場合

- ・市街化区域 2千m²以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5千m²以上
- ・都市計画区域外 1万m²以上

※個々の面積は小さくても、各土地の合計が上記の面積以上となる場合も対象となります。

●届出期限

契約締結日から2週間以内に、仁木町役場企画課未来創生係へ提出してください。

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

●罰則

届出をしないと法律で罰せられることがありますので、必ず提出してください。

（6か月以内の懲役または100万円以下の罰金）

●提出書類（各3部）

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした図面
- ・委任状（代理人が届出する場合）

※提出様式は下記町ホームページもしくは北海道ホームページから入手可能です。

仁木町 HP : <http://www.town.niki.hokkaido.jp/section/kikakuka/immd6j0000002f7t.html>

北海道 HP : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/79446.html>

●その他

ご不明な点や詳細については、上記ホームページをご覧いただとか、企画課未来創生係へご連絡ください。



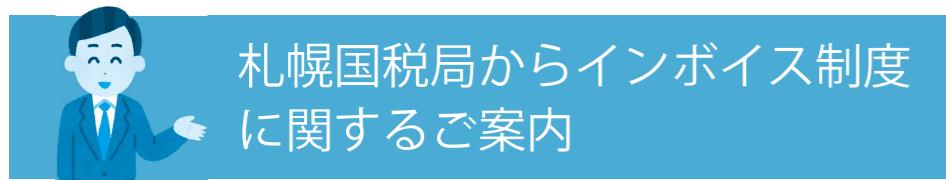
道路愛護活動について

お問い合わせ先
建設課土木係
☎32-2516

町道の路肩草刈りや側溝清掃等の道路愛護活動につきましては、町内会を中心に例年実施しております。

令和4年度からはこの活動の拡充を図るため、対象団体を町内会だけではなく、町内会内部で構成されている班、PTA、スポーツ団体、企業等のボランティア団体等も実施できるよう変更しました。また、報償金の単価及び上限額についても変更しております。

詳しくは、建設課土木係へお問い合わせください。



札幌国税局からインボイス制度に関するご案内

お問い合わせ先
札幌国税局課税第二部消費税課
☎011-231-5011

●インボイス制度とは

- ・インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。
- ・インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売手が交付するインボイスを保存する必要があります。
- ・売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには登録申請手続が必要です。

●登録申請手続

- ・インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

※期限間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合があります。申請を予定されている事業者の方は早期提出にご協力ください。

●インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

- ・税務署では、インボイス制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「登録申請相談会」を開催しています。
- ・詳細は、札幌国税局HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

札幌国税局HP > 消費税のインボイス制度説明会・登録申請相談会

◆消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの「インボイス説明会」も開催しています！

◆国税庁ではオンライン説明会を開催中！！

※説明会の模様は、YouTubeチャンネルでいつでも視聴可能です。



北方領土復帰期成同盟後志地方本部
8月は北方領土返還要求運動強調月間です

手を繋ぎ 返還願う 大きな輪

(令和3年度北方領土問題対策協会最優秀賞標語)

日本固有の領土である択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島からなる北方四島返還は、道民はもとより国民の悲願です。道では、昭和41年から8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として、重点的な返還要求運動を実施しています。

第71回「社会を明るくする運動」標語 代表・入賞作品

令和3年に第71回「社会を明るくする運動」北後志推進委員会が、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動の一環として募集した、作文の入賞作品をご紹介します。

※受賞時点の学年で掲載しています

○中学生の部（標語）

楽しい日 罪を犯すと もう来ない
傍観者 そこから一歩 踏み出して
こんにちは かわす挨拶 いい気持ち

銀山中学校2年 田村優真さん
仁木中学校1年 寺山佳努な菜さん
仁木中学校1年 治部袋陽菜さん



汚れの落ちないプラスチックごみは燃やせないごみとして出してください

ごみの分別と減量化を推進するため、『ごみの分け方出し方のマニュアル』を作成し、全戸配布・町ホームページに掲載しています。ご不明な点やごみ分別マニュアルの配布希望については、住民課環境衛生係までお問い合わせください。

注意

資源ごみとなる「ペットボトル」や「プラスチック製の容器類」に印字されているマークを確認のうえ、正しく分別してください。正しく分別されないと収集されないので、ご協力願います。

お問い合わせ先
住民課環境衛生係
☎32-2513



未来ある子どもたちを交通事故から守りましょう！

仁木町チャイルドシート購入補助事業

お問い合わせ先
総務課広報交通係
☎32-2511

町では、平成12年度から、6歳未満のお子さんをお持ちの保護者の皆さんに、チャイルドシート購入費の一部を補助する事業を行い、昨年度末までに205件の補助を行っています。地域の宝である子どもたちの命を守るために、チャイルドシート購入費の一部（購入費の1/2、上限1万円）を補助しますので、お気軽にお問い合わせください。

チャイルドシートは大切な命を守ります

警察庁、JAFの調べによると、6歳未満の子どものチャイルドシート着用率は70%程度で、年齢が上がるにつれ着用率は下がる傾向にあります。

チャイルドシート未着用で事故が起きると、子どもは車内で強い衝撃を受けることはもちろん、場合によっては車外に飛び出してしまうなど大きな危険にさらされます。万が一のリスクを減らすためにも、必ずチャイルドシートを使用しましょう。

チャイルドシート購入補助の申請方法

補助金の申請をされる方は、次の書類を持参のうえ、総務課窓口で申請してください。

1. チャイルドシート購入時の領収書やレシート
2. 国土交通省認定形式指定マークが確認できるもの（チャイルドシートの取扱説明書など）
3. 助成金の交付を受けようとする方、チャイルドシートを使用するお子さんの身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証、母子手帳など）
4. 振込先金融機関の口座がわかるもの
5. 印鑑



今年度65歳になられた皆さんへ
夜光反射材を活用した啓発資材を配布します

お問い合わせ先
仁木町交通安全推進委員会
☎32-2511

町交通安全推進委員会では、夜間における交通事故防止対策として、仁木町在住で今年度65歳になられる皆さんへ、夜間の外出・散歩・ジョギングの際に活用できる夜光反射材を使用した啓発資材の配布を行っています。

啓発資材は、ベスト、フェイスタオル、マイバッグ、ナップサックで、この中から1つお選びできます。

ご希望の方は、住所及び生年月日を確認できる身分証明書を持参の上、当推進委員会事務局（仁木町役場総務課内）にお越しください。

なお、啓発資材は数に限りがございますので、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

●対象者

今年度65歳になられた仁木町の方（昭和32年4月～昭和33年3月生まれの方）

※住所及び生年月日を確認できる身分証明書を持参の上、当推進委員会事務局（仁木町役場総務課内）までお越しください。

●啓発資材

ベスト、フェイスタオル、マイバッグ、ナップサックのいずれか1つ

まちのカレンダー

まちの『どうしたらしいの？』は、以下の担当課までお問い合わせください。

- 戸籍、出生・死亡、ごみなどのお問い合わせは **問住民課** ☎32-2513
- 国保、介護、育児、健康相談などのお問い合わせは **問ほけん課** ☎32-2514
- その他、行政に関するお問い合わせは **問総務課** ☎32-2511

令和4年8月							令和4年9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3

8月 行事名 会会場 問お問い合わせ先 ☎電話番号 メール +当番病院 歯科当番医 水道修理

10(水)	●広報『仁木』8月号発行 問総務課 ☎32-2511 ●離乳食教室 会保健センター ／10:00～ 問ほけん課 ☎32-2514 ※対象者のみ
11(木)	●山の日 +中島内科 ☎22-3866 +堀川管工設備工業 ☎23-3032
12(金)	+今野設備 ☎090-3118-4433 ●運転免許更新時講習 違反・初回講習（合同実施）／13:00～ 優良講習／15:30～ 会余市町中央公民館 問余市警察署 ☎22-0110
13(土)	+藤田設備 ☎080-3268-0706
14(日)	+勤医協余市診療所 ☎22-2861 +長内水道配管 ☎32-2105
15(月)	+田中内科医院 ☎22-6125 +Niki配管設備 ☎32-2647
16(火)	
17(水)	●運転免許更新時講習 一般講習／13:00～ 会余市町中央公民館 問余市警察署 ☎22-0110
18(木)	●フォローアップ教室 会町民センター ／第1部 9:30～10:30 第2部 10:45～11:45 第3部 13:30～14:30 問地域包括支援センター ☎32-3855 ※参加者募集中
19(金)	●防災行政無線戸別受信機試験放送／①12:30・②18:30 問企画課 ☎32-3953 ●リハCaféニキボー（然別地区） 会然別生活館 ／13:30～15:30 問地域包括支援センター ☎32-3855 ※予約制 ●第26回仁木町農業委員会総会 会委員会室 ／11:00～
20(土)	+関組 ☎22-4782
21(日)	+小嶋内科 ☎22-2245 +北悠建設 ☎32-3101
22(月)	
23(火)	
24(水)	●第4回仁木町やすらぎ大学「社会見学」 会札幌エリア ／9:00～ 問教育委員会 ☎32-3621 ※対象者のみ
25(木)	●運転免許更新時講習 違反・初回講習（合同実施）／13:00～ 優良講習／15:30～ 会余市町中央公民館 問余市警察署 ☎22-0110
26(金)	●3か月・6か月・9か月児健診 会保健センター ／13:00～ 問ほけん課 ☎32-2514 ※対象者のみ ●第5回ブックスタート事業 会保健センター ／14:00～ 問教育委員会 ☎32-3621 ※対象者のみ
27(土)	+高橋配管設備 ☎22-5571

8月

●行事名 会会場 問お問い合わせ先 ☎電話番号 メール +当番病院 歯科当番医 水道修理

- 防災行政無線戸別受信機試験放送／①12:30・②18:30 **問企画課** ☎32-3953
- +林病院 ☎22-5188
- +堀川管工設備工業 ☎23-3032

29(月)

30(火)

31(水)

1(木)

2(金)

3(土) +今野設備 ☎090-3118-4433

4(日) +よいち北川眼科医院 ☎22-1308
+藤田設備 ☎080-3268-0706

5(月)

6(火) ●リハCaféニキボー（銀山地区）**会銀山生活改善センター**／13:30～15:30 **問地域包括支援センター** ☎32-3855 ※予約制

7(水)

8(木) ●広報『仁木』9月号発行 **問総務課** ☎32-2511
●フォローアップ教室**会町民センター**／第1部 9:30～10:30 第2部 10:45～11:45 第3部 13:30～14:30
問地域包括支援センター ☎32-3855 ※参加者募集中

9(金)

10(土) ●運転免許更新時講習 違反・初回講習（合同実施）／13:00～ 優良講習／15:30～ **会余市町中央公民館** **問余市警察署** ☎22-0110
●仁木町子ども体験塾第4回講座「親子水産教室」**会保健センター**／10:00～ **問教育委員会** ☎32-3621 ※対象者のみ
+長内水道配管 ☎32-210511(日) +池田内科クリニック ☎23-8811
+Niki配管設備 ☎32-2647

仁木町公式LINEの運用を始めました

お問い合わせ先
企画課情報防災係
☎32-3953

仁木町防災行政無線での情報発信を補完し、地域住民への情報伝達手段の増加による広報機能及び利便性の向上を図るため、仁木町公式LINEの運用を始めました。

LINEの登録は町HPから可能です。

町HP

<http://www.town.niki.hokkaido.jp/mobile/section/kikakukan/immd6j0000007a3l.html>

QRコードはこちら



夏

2022、仁木町の皆さ
ま、いかがお過ごしで
しょうか。

私がこの文章を書いている6月末現在、さくらんぼの紅い季節が順調に始まりつつ、まとまった雨が北海道に訪れていて、草木が緑々と露めいでいたり。睡蓮の花が艶やかに水面を彩る際で、色とりどりの紫陽花が我よ我よ咲き育んでいたり。つい先月までは、溢れんばかりの白や桃色の花々。晴れ晴れブルーの空と山々グリーンを率いて、それはもう映え映え。この街には、色を感じる季節が在るのだなと感じたところです。

また、ここのかほりはいわゆる「なつかほり」を感じていたり。子どもの頃以来だろうか、どこか記憶のすみっこにこびりついているあのにおい。多くの果実が実を結ぶころ、それらのかほりも漂うのだろうか。匂いで感じる季節もあるのだろうか。

そう、この街にきて、人生はじめて「農業」に触れました。土や草木や水や空や、大自然のサイクルの中で実りをいたしたこと。日々、見たり、嗅いだり、聞こえたり、触れたり、味わったり、『自分には絶対合わないだろうな』と昭和平成令和と生きてきたけれど、ところがどっこい全然キレイじゃない自分がいることに驚いていたり。ひとの五感というの



仁木町地域おこし協力隊コラム

地域をおこすって なあ～に。

仁木町の皆さん
はじめまして！

仁木町地域おこし協力隊

月岡 壮太



は、環境に対しても相手の互換性を備えているようです。

そんな五感フルフルあふれる街、仁木町。初めて過ごすことでの夏はどうな感じになるだろうか、私の五感はどうな反応してくれるだろうか、と楽しみでしかたありません。皆様の夏もどうかステキでありますように。

一方、生活はよりシンプルに過ごすようになった気がします。必要最低限のものは手に入るし、散歩でも

動画でも暇はつぶせます。都会に比してはいけるということです。しかし、強いてあげるならば、お祭りやイベントが待ち遠しく感じています。とりわけ、夏になるとどこからともなく聞こえてくる子ども盆踊りの音が、北海道の夏を象徴する記憶だつたりもするのではないか。みんなで集まって実りや喜びを分かち合つたり、乾杯したり、豊穣と宴は古来より切つても切り離せないともいわれています。

そうですね、ロックフェスなんてこの街でできるでしようか？ お好きの方ありますか？ 集まつて音を鳴らしたい。家でも店でも畠でも倉庫でも。ご興味のある方、ぜひお声がけ頂ければ幸いです！

さて、申し遅れましたが、私は、5月より地域おこし協力隊産業振興員として委嘱いただきました岡壮太と申します。とりわけワイン産業に関しては、『まずは生産現場を知らないくては』との思いから日々圃場にて学びつつ、ワインツーリズムをはじめ広く産業に寄与すべく活動させていただいております。一日も早く地域にとけ込み、多くの皆さんと繋がりを持ちたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

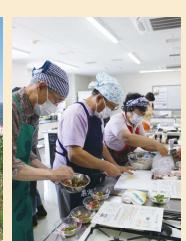
6月末の雨上がりの空より、C.C.Rを聴きながら。

ウェルカムサマー！ キーイキ！



ミニトマトの選果の様子。農家の皆さまが愛情込めて育てたミニトマトは、これから道外市場へ発送・販売され、家庭の食卓に並びます。

今年もたくさんの方が仁木町産ミニトマトを味わい、おいしいと思ってくれたら嬉しいですね。
(撮影場所／東町)



広報仁木では、広報の表紙を飾る、町内の四季を切り取った写真を募集しています。デジタルカメラだけでなく、スマートフォンで撮影いたいた写真でも構いません。『とつておきの仁木町』の写真を、ぜひお寄せください。応募方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 総務課広報交通係 ☎32-2511

広報
仁木
表紙写真募集中

今月の表紙